

経営管理意向調査の進め方

林野庁 森林利用課 森林集積推進室
令和6年4月

目次

- 1 意向調査の進め方(全体の流れ)
- 2 準備(対象森林の検討、優先順位付け)
- 3 意向調査の実施
- 4 意向調査結果を踏まえた対応

1. 意向調査の進め方(全体の流れ)

森林経営管理制度の推進方向の検討(事前準備)

- 管内の森林の経営管理の状況を把握
- 意向調査の対象森林の検討
- 優先順位付け、中長期的スケジュールの検討
- 意向調査地区の決定

地域の関係者と連携して進めましょう！

意向調査の実施

- 意向調査票の送付
- 問合せへの対応
- 回答の督促

森林経営管理制度の周知

- 広報の活用
- パンフレット等の作成
- 説明会(座談会)の開催

民間活力を積極的に活用して進めましょう！

意向調査結果の整理

- 意向調査票の回収・集計
- 意向調査結果の分析
- 集積計画の策定の検討

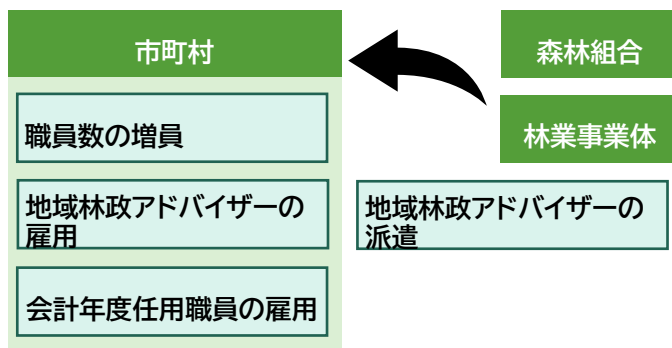
2. 準備① 参考:実施体制の整備

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で約3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多い状況です。そのため、森林経営管理制度を円滑に運用していくためには、市町村の取組体制を構築することが重要です。具体的には、①市町村自らの体制構築や②協議会の設置による民間活力の活用、③複数市町村の連携などが考えられます。

【体制整備の例】

①市町村自らの体制構築

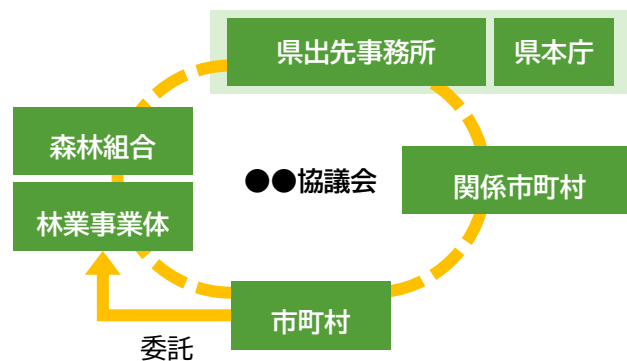
- 市町村による体制整備の方法は様々であり、自ら体制強化を図っている事例としては、組織再編により新たな専属部署を設置する例や会計年度任用職員等の雇用も含め、林務担当職員を増員する例、地域林政アドバイザーを活用する例などがあります。



- 上記のほか、特徴的な取組としては、森林経営管理制度関連の事務を担う人材を地域おこし協力隊として募集し、雇用している例や森林組合に職員派遣を依頼し、市町村の業務に従事させる契約関係を構築している例などがあります。

②協議会の設置による民間活力の活用

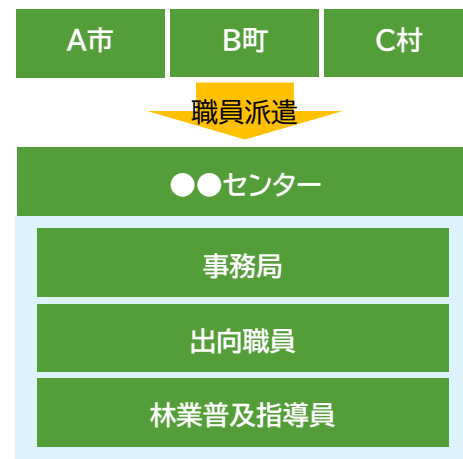
- 森林経営管理制度の推進母体となる新たな組織を立ち上げた事例では、制度に係る業務全般の受け皿となる組織として、森林組合や林業事業体等による協議会を設立している例や関係者間の合意形成の場として、周辺市町村、都道府県、民間団体等と協議会を設立している例などがあります。



- 上記のほか、外部委託という形で民間活力を活用している事例も多く、境界明確化などの専門的知識や技術が必要な業務を森林組合等に委託している例や意向調査業務をシステム会社に担ってもらう例もあります。

③複数市町村の連携

- 周辺市町村と連携した体制構築の事例として、新たな組織を立ち上げ、各市町から職員派遣を行い、業務を一元的に管理している例や既存組織に新たな部署を立ち上げ、専門の職員を配置したうえで、制度の事務全般を担っている例などがあります。

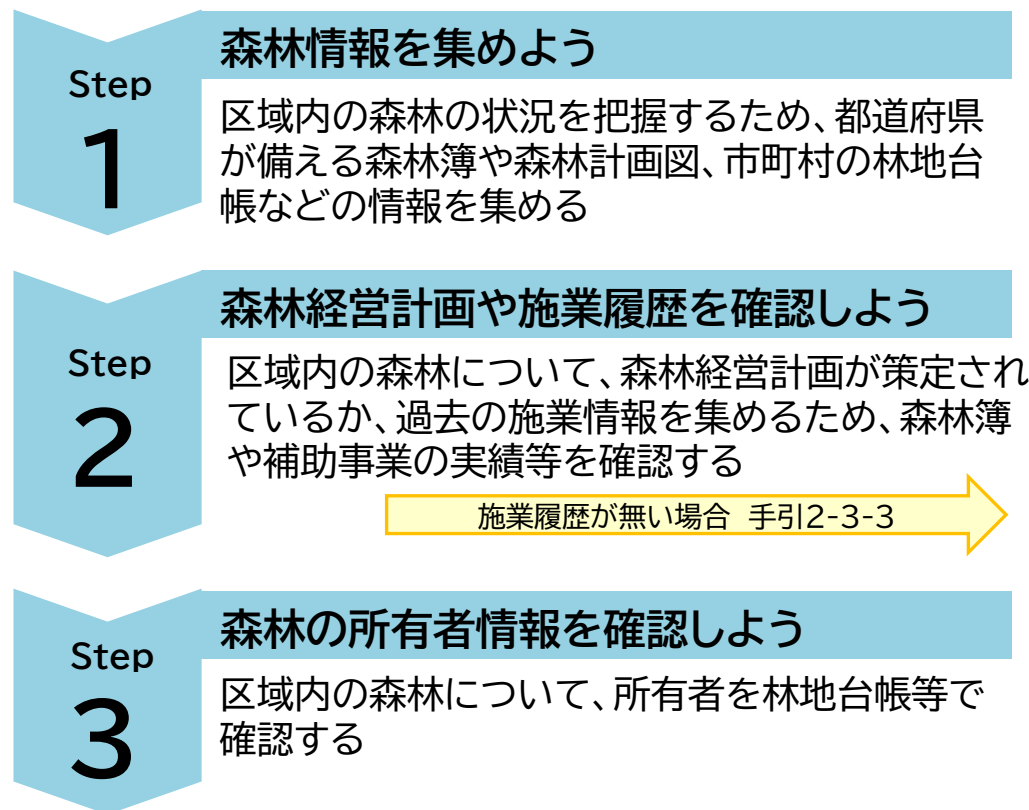


- 上記のほか、県と複数市町、森林づくり推進機構で、新たな協議会を設置し、事務の共同化・効率化を進める事例や隣接する市町で新たな団体を設立し、事務を一本化する例もあります。

2. 準備① 森林の状況を把握

- 区域内の経営管理が行われているか、森林所有者は誰かなど、森林情報を把握しましょう
- 森林情報には、市町村の林地台帳のほか、都道府県に森林簿や森林計画図等があります
- 都道府県が整備した森林GISで施業履歴や所有者情報を網羅的に確認することも有効です

作業フロー図



集める情報

1. 森林情報を集めよう

<input type="checkbox"/> 森林簿	都道府県
<input type="checkbox"/> 森林計画図	都道府県
<input type="checkbox"/> 森林GIS〔クラウド〕	都道府県
<input type="checkbox"/> 林地台帳	市町村
<input type="checkbox"/> 市町村森林整備計画	市町村

2. 施業履歴を確認しよう

<input type="checkbox"/> 施業履歴 〔森林簿、補助事業の実績〕	都道府県
<input type="checkbox"/> 森林経営計画書	市町村

3. その他

2. 準備② 意向調査の対象森林を検討

- まずは、意向調査の対象となり得る森林(経営管理が行われていない可能性のある森林)を抽出し、各地区単位で対象となりうる森林の有無を整理しましょう
- 意向調査は、法に基づく取組のみならず、地域の森林整備を進めていく上でも重要なステップですので、都道府県の出先機関、森林組合、事業者等と連携して取組を進めましょう
- 意向調査の段階では、対象森林を詳細に絞り込まず、森林所有者の整備方針を幅広く確認した後、経営管理権集積計画を定める段階で要件を絞り込むといった方法も考えられます

作業フロー図

森林情報をもとに対象森林を抽出

Step

1

施業履歴等を森林計画図等に記載

収集した森林の種類や施業履歴等を森林計画図等に記載することで、経営管理が行われていない森林を図面に明示

①私有林の人工林



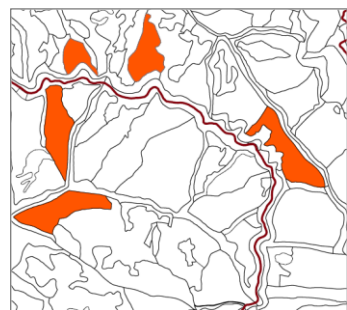
②森林経営計画なし



③過去10年程度施業履歴なし



①かつ②かつ③の森林



Step

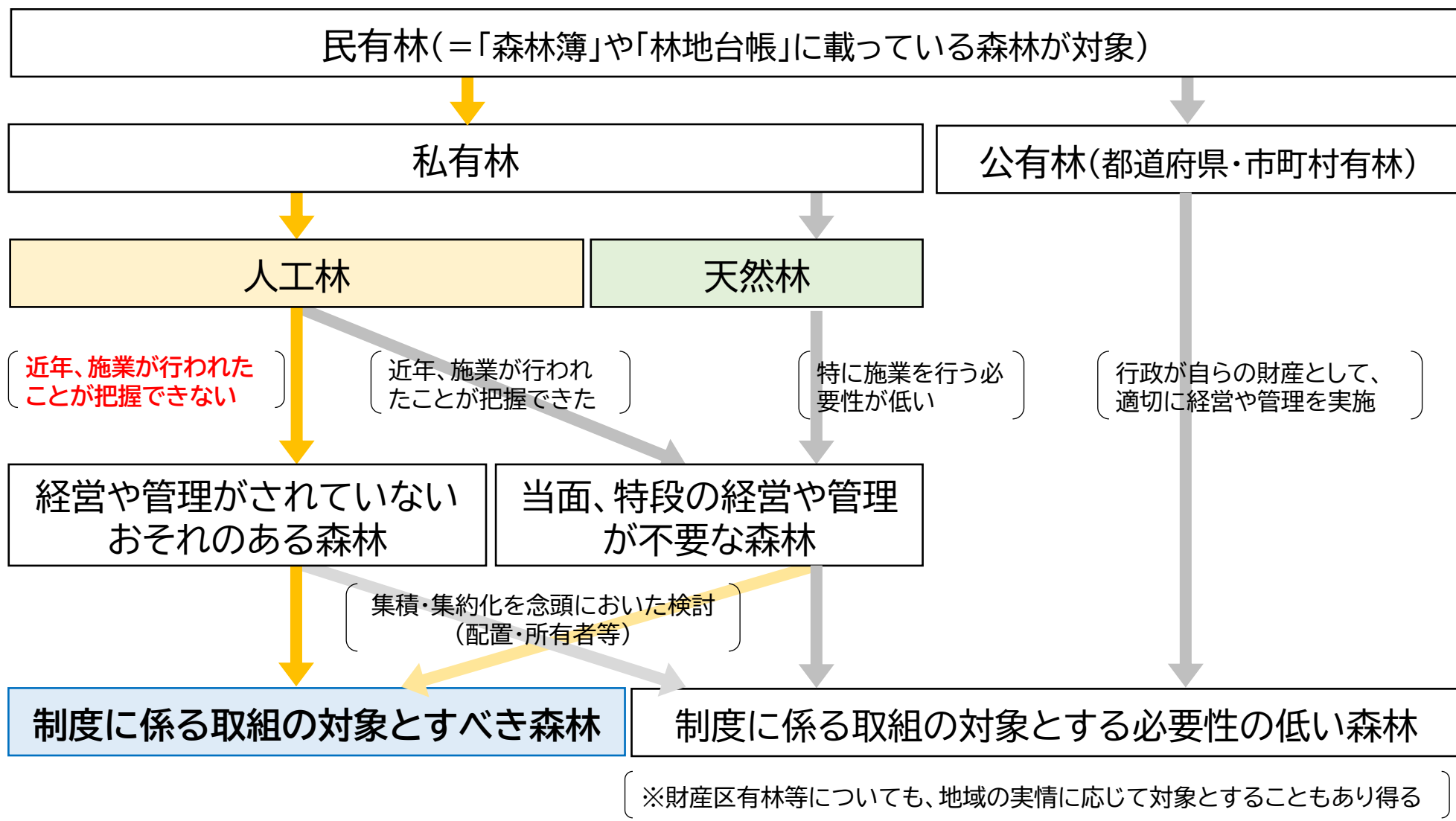
2

施業履歴や所有者をリスト化

施業履歴や森林の所有者情報等をリスト化して、どの森林が意向調査を行いやすいかを明らかに

意向調査実施年度	所在	地番	林班	小班	面積(ha)	林種樹種	林齢	施業履歴	森林経営計画の有無	森林所有者の氏名・住所	その他参考となる情報
	●●市◆◆	123	12	17	1.6	人工林スギ	40	H22間伐	有 R2終了	●●氏 ●●市	共有者 ▲▲氏 ▲▲市
	"	123	12	18		"	40	H22間伐	無	●●氏 ●●市	共有者 ▲▲氏 ▲▲市
	"	124	13	17	2.5	"	60	無	無	●●氏 ●●市	-
	"	124	13	18		"	30	H15除伐	無	■●氏 ■●市	-
	"	125	14	17	1.0	"	41	H29間伐	有 R4終了	■●氏 ■●市	-
	"	126	15	17	1.2	"	42	H25間伐	無	■●氏 ■●市	-
	"	127	16	20	1.5	"	45	H24間伐	無	-	-

【参考】対象森林の基本的な考え方



2. 準備③ 優先順位、中長期スケジュールの検討

- 効率的・効果的に意向調査を進めるため、意向調査の候補となる森林を一定のエリアに分け、**優先順位をつけましょう**
- 優先順位は、間伐遅れの解消や人工林資源の活用など、**地域の実情に応じて決定しましょう**
- 優先順位を決定する際には、都道府県の出先機関、森林総合監理士、森林組合、事業体等と連携するとともに、**地域住民の意見を踏まえて検討することが有効です**

作業フロー図

Step

1

対象森林をエリア分け

- ・意向調査の候補となる森林を抽出し、整理した森林情報をもとにエリア分けします。
- ・施業の間隔を踏まえ、最長でも15年を目安として、管内全域の意向調査を実施することとします。

(エリア分けの例)

- ① 林班単位
- ② 小流域単位
- ③ 集落単位
- ④ 大字単位 等

Step

2

意向調査の優先順位を決定

地域の実情に応じて、優先して意向調査をする森林(区域)を決定し、意向調査の実施時期を計画する。

(優先して意向調査をする森林の例)

- ① 間伐が遅れている森林(過去10年間施業が行われていない等)
- ② 人工林資源が多く、林道から近い森林
- ③ 森林経営計画が策定されている周辺の森林
- ④ 公益性の観点から整備の優先度が高い森林
- ⑤ 地元自治会等から整備の意向が出された森林

〔森林所有者から経営管理を委託したい旨の申出があった森林の周辺も候補として検討〕

【参考】地区毎の取組方針の検討

- 市町村が経営管理の委託を受けるか否かの判断の基準として、自然的条件や社会的条件をもとに、管内の森林における林業経営の適否(又は森林整備の緊急性・必要性)を整理しておくことが有効です。
- 林業経営の適否の判断に当たっては、例えば、林道からの距離(300m以上or未満)、土地の傾斜(30°以上or未満)を適用してみましょう。
- 上記の考え方をもとに、抽出した意向調査対象森林を、市町村が自ら管理する森林(木材搬出を伴わない森林)と、林業経営者への再委託を進める森林(木材搬出を伴う森林)に区分し、意向調査の優先順位を検討します。

<取組方針のイメージ>

区分		土地の傾斜	
		30°未満	30°以上
林道からの距離	300m以上	(※)	林業経営に不適 (市町村が自ら管理)
	300m未満	林業経営に適 (林業経営者へ再委託)	(※)

※グレーゾーンについては、人工林の面的まとまり、森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の作成状況、民家等からの距離等から判断

【参考】意向調査の優先順位の考え方

- 都道府県、森林総合監理士、森林組合、事業者等の関係者と意見交換を行い、市町村としての意向調査の取組方針や優先順位付けを決定します。
- その結果、面的に意向調査を行うのみならず、地域の実情に応じて、民間事業者の経営意欲が高い森林や集落周辺の森林など、まずは、ニーズが高い箇所に絞って、ピンポイントで意向調査を行うことも選択肢となります。

1. 面的に意向調査を実施

<例1> 旧市町村単位で毎年均等に意向調査を進める

→管内の森林をブロック分けし、それぞれの市町村の実情に応じた優先順位(地籍調査実施済みの森林から行う、高齢化率の高い集落から行う、自治会の反応が良い地区から行う等)を設定し、順番に意向調査を実施。

→市町村管理とするか、再委託のプロセスに進めるかは、意向調査の結果を踏まえて、取組方針や民間事業者の要望を踏まえて、個別に判断。

2. 地域のニーズが高い箇所を対象にピンポイントで意向調査を実施

<例2> 地域の民間事業者が経営管理に関心を有する森林を優先

→林業経営者への再委託を念頭に、地域の民間事業者が経営管理に関心を有する森林(例えば、当該事業者による既存の森林経営計画対象森林の周辺など)を優先して、意向調査を実施(島根県邑南町等を参考)。

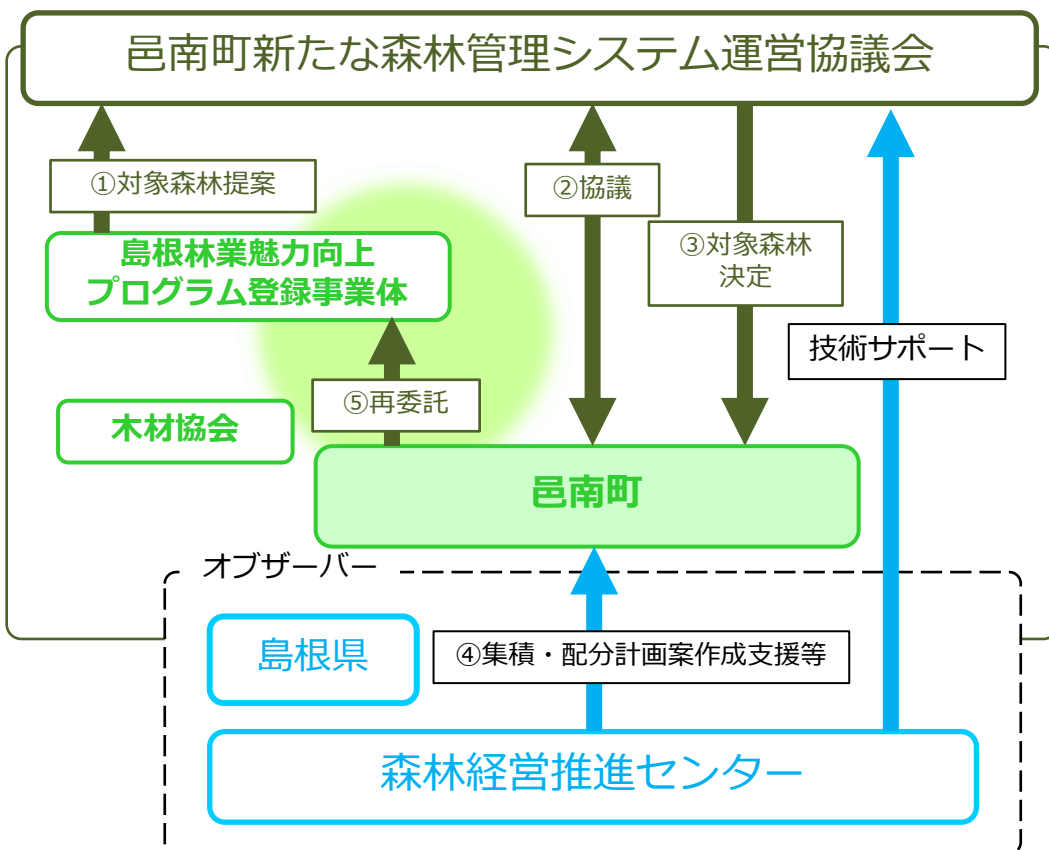
<例3> 防災等の観点から、住民からの森林整備の要望が高い森林を優先

→市町村による公的管理を念頭に、集落やインフラ周辺の森林を優先して、意向調査を実施(岐阜県郡上市等を参考)。

【事例①】事業体の提案を踏まえた対象森林の決定 | 島根県邑南町

- 邑南町は、町、木材協会、県登録事業体を構成員とする「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」を設置。県及び森林経営管理推進センターもオブザーバーとしてサポート。
- 森林経営管理制度は事業体への再委託を念頭に運用。対象地は、事業体からの提案を受けて、協議会で決定。選定に際しては、①地籍調査済み、②人工林率70%以上、③路網整備が可能、④配分計画の策定が見込めるなどの点を評価。
- 事業体だけでは整備できなかった小規模・多人数所有森林に制度を活用することで、未整備森林の解消を目指す。

【森林経営管理制度の支援体制】



【取組の概要】

森林経営管理制度の運用

- 事業体への再委託を念頭に置く（R3年度末時点で、集積計画が策定された森林の全てで配分計画を作成）
- 団地として森林経営ができない場合は、森林組合等に引き継いで間伐等必要な森林整備を実施（市町村事業は未実施）
- 意向調査の結果、自己管理を希望した所有者にも、路網の作設など、施業集約化に協力を依頼
- これまで林業事業体に取り組んでこなかった小規模分散所有・多人数所有の森林を制度の対象として、町が森林を集積することで、未整備森林を解消

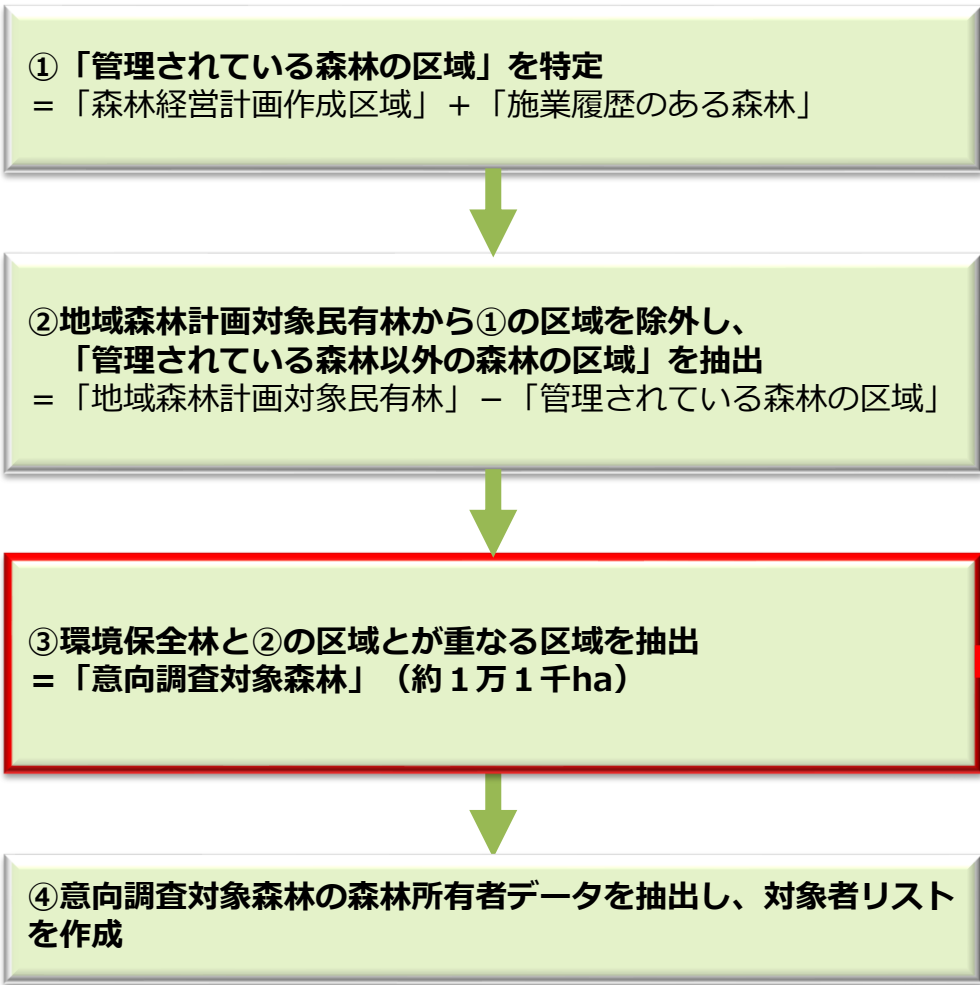
対象箇所選定の評価ポイント

- ①地籍調査実施済みで境界が明確である
- ②人工林率が高い（70%以上）
- ③林道等とのアクセスが容易で今後の路網整備が可能である
- ④配分計画の策定まで見込める

【事例②】 森林の将来目標区分（ゾーニング） | 岐阜県郡上市

- 郡上市では、市森林整備計画のゾーニングにおいて、「環境保全林」となっている森林のうち、森林経営計画が作成されておらず、施業履歴がない森林（約1.1万ha）を意向調査の対象として選定。
- このうち、災害防止の観点から、山地災害リスクが高く、民家周辺に所在する森林等として、当面は約1千haの森林を優先的に意向調査を進めていく方針。

【意向調査対象区域の抽出フロー】

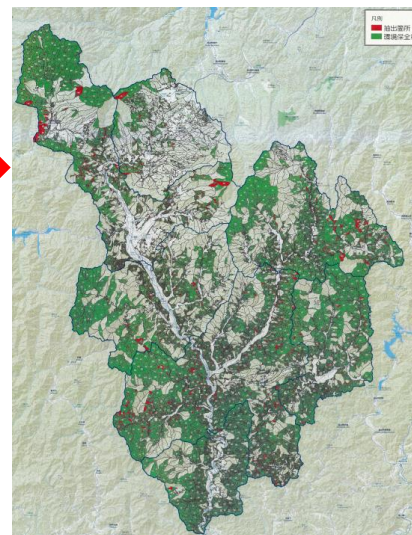


【ゾーニングの概要】

- 郡上市の森林面積 92,844ha
 - うち民有林面積 90,496ha（森林計画対象内民有林）
 - うち人工林面積 50,203ha（人工林率 55.4%）
- 森林の将来目標区分（ゾーニング）
 - 環境保全林 55,641ha 木材生産林 34,855ha
 - うち未整備人工林（公有林、公社等の分収林を除く私有林）
 - 環境保全林 約1万1千ha 木材生産林 約8千ha

<「環境保全林」の条件>

- ・路網から300m以上
- ・傾斜30度以上 等



<凡例>

- 意向調査を優先する森林（約1千ha）
- 環境保全林

抽出した森林のうち、

- 砂防指定地
- 山地災害危険地区
- 保安林への指定状況
- 過去に山地災害が発生した箇所等に基づいて点数化、優先順位を決定

【参考】意向調査の実施リストの作成例

➤ 意向調査対象森林を抽出し、意向調査を実施する時期をリスト化し、計画的に実施できるようにします(下の例では、過去10年間施業が行われていない森林かつ、所有者が分かっている森林を優先する場合の計画例を示しています)。

意向調査 実施年度	所在	地番	林班	小班	面積 (ha)	林種 樹種	林 齢	施業 履歴	森林経 営計画 の有無	森林所有 者の氏 名・住所	その他参 考となる 情報
R2	●●市◆◆	123	12	17	1.6	人工林 スギ	40	H22間伐	有 H32終了	●●氏 ●●市	共有者 ▲▲氏 ▲▲市
R2	〃	123	12	18		〃	40	H22間伐	無	●●氏 ●●市	共有者 ▲▲氏 ▲▲市
R1	〃	124	13	17	2.5	〃	60	無	無	●●氏 ●●市	—
R1	〃	124	13	18		〃	30	H15除伐	無	■●氏 ■●市	—
—	〃	125	14	17	1.0	〃	41	H29間伐	有 H34終了	■●氏 ■●市	—
R3	〃	126	15	17	1.2	〃	42	H25間伐	無	■●氏 ■●市	—
R4	〃	127	16	20	1.5	〃	45	H24間伐	無	—	—

過去10年間施業が行われていない森林を優先して意向調査

森林の所有者が分かっている森林を優先して意向調査

3. 意向調査の実施

- 「意向調査票」には、次の3点を含める必要があります
- 3点の内容が含まれていれば、調査票に記載する質問の数や具体的な内容は、様々に工夫することが可能です。
- 模範例を参考としつつ、地域の実情に応じた内容としてください。

意向調査票

(施行規則第3条を参照)

1 集積計画対象森林についての経営管理の現況

- ・現在の管理や手入れの状況
- ・過去に行った管理や手入れの状況(施業履歴の有無の確認) など

2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し

- ・自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- ・事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- ・どのような経営管理を望むか など

3 その他参考となるべき事項

- ・森林の所有者かどうか
- ・ほかに所有者がいるかどうか(相続の発生、売買の有無等)
- ・森林の場所、境界の把握有無 など

“森林” ていますか?

地元の事業者
隣の所有者が
同意してくれたら、
森林をまとめて
管理できるのにな…

…として
…なく
…いな…



…を
…こと
…めに
…る
…せん

あなたの森林を
市町村に委ねることで
木材として
活用できる
かもしれません



森林を活かす仕組み、
「管理制度」です。

林野庁



【参考】森林経営管理制度の周知

- 意向調査は、森林所有者に所有森林の経営方針等を伺う調査ですので、森林所有者が制度の趣旨・内容を十分に理解した上で回答してもらうことが重要です。
- パンフレットの配布や市町村の広報誌の活用、集落座談会の開催などを検討しましょう。
- お盆や正月の帰省時期に合わせて調査を行うことで、意向調査への関心を高めるという工夫も回答率を上げるために有効です。

<林野庁パンフ:あなたの”森林”手入れができていますか？>

<説明会の開催(鳥取県若桜町)>

森林経営管理制度の概要

(平成31年4月1日施行)

制度の主な流れ

- 森林所有者による森林の経営管理の実務を明確化(法第3条第1項「森林所有者は、その権限に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」)
- 市町村が意向調査を実施し、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受ける(※所有者が不明な場合にも特別を措置)
- 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に再委託
- 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林は、市町村が自ら管理を実施

林野庁ホームページをご覧ください。 <https://www.rinya.maff.go.jp/keikaku/keikaanri/simnikkeikanaisido.html>

お問い合わせ 林野庁 森林整備部 森林利用課 森林整備推進室 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126 または森林の所在する市町村の林務担当窓口(森林的な連絡先は必ず市町村の案内欄内にお問い合わせください)

あなたの“森林”手入れができていますか？

近隣の住民

近くの森林が全然手入れされていないけど、大雨で崩れないかな…

あなた

あなたの森林を市町村に委ねることで**災害を防止できる**かもしれません

地域の市町村

地域の資源として活用したいけど、所有者が分からなくて連絡がとれない…

あなた

あなたの森林を市町村に委ねることで**地域のために活かせる**かもしれません

地元の事業者

隣の所有者が同意してくれたら、森林をまとめて管理できるのにな…

あなた

あなたの森林を市町村に委ねることで**木材として活用できる**かもしれません

市町村を通じてあなたの森林を活かす仕組み、それが「森林経営管理制度」です。

林野庁



地元説明会の参加者から収集した所有者情報をもとに、林地台帳を更新。参加者には説明会開催時に意向調査票を自治会経由で配布。欠席者には町から郵送。

【参考】意向調査票の工夫

- 意向調査票の体裁をなじみよいものにする、シンプルな構成とする、といった工夫により、意向調査の回答率を高める工夫が行われています。
- また、所有者とのやりとりを円滑に行うため、回答用紙に色紙を使用する、回答用紙に通し番号を記載する、意向調査を委託した場合には返信用の封筒は市町村のものを使用する、といった工夫例もあります。

□ 静岡県富士市

文章を短くするとともに、文字を大きくするなど分かりやすさを重視。設問も3問のみ

The questionnaire is divided into two pages. The left page is titled '森林所有者への意向調査 (アンケート用紙)' and contains three main questions (1, 2, 3) regarding forest management and maintenance. The right page contains question 3 and a contact information form with fields for address, name, and phone number. The text is clear and concise, with checkboxes for responses.

□ 青森県西目屋村

表面を案内文書、裏面を意向調査票として作成し、設問数も最低限の3問とシンプルな構成に

森林管理の意向調査票

山の手入れをしています

西目屋村では、役場が山を預かり、山の管理していく「森林経営管理制度」をスタートさせ

「森林経営管理制度」とは、森林所有者が、自ら手が難しい山林について、所有者と村が相談し山林の管理方針を定め、所有者が村に

…こんなこと思ったことは、ありませんか

手入れに、いくらお金がかかるのかなあ～

親から受け継いだ山だけど…手入れが自分じゃできないなあ～

山あるんす、わがらゆ～ばって、場所、わがねえ～し…どうすべなあ～

■裏面のアンケート記入して、ぜひ参加お願いします

■説明会にも、これからお聞きしたいアンケートに役場担当へお申し込みします。

お問合せ先は・・・
西目屋村役場
森林バイオマス推進室
電話：0172-85-2111
(内線：260・261)

森林管理 意向調査票

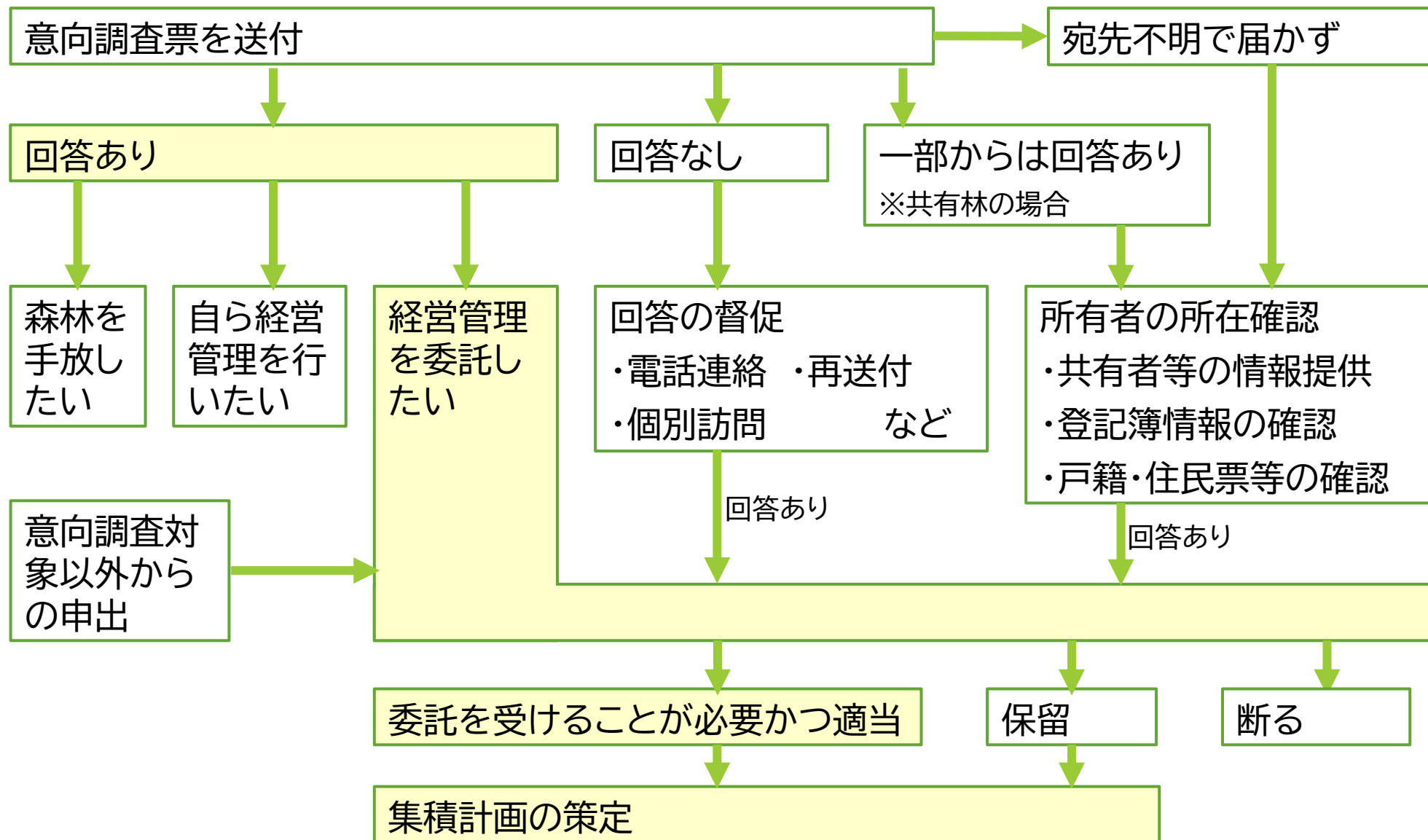
◇◇ ◇◇ 様
それは、所有している山林について伺います。
①あなたが所有している山林のうち、今回意向調査する山林 (以下「対象山林」)

氏名	山林地番	面積 (ha)
□□ □□	○○字○○ ××-×	△△
□□ □□	○○字○○ ××-×	△△

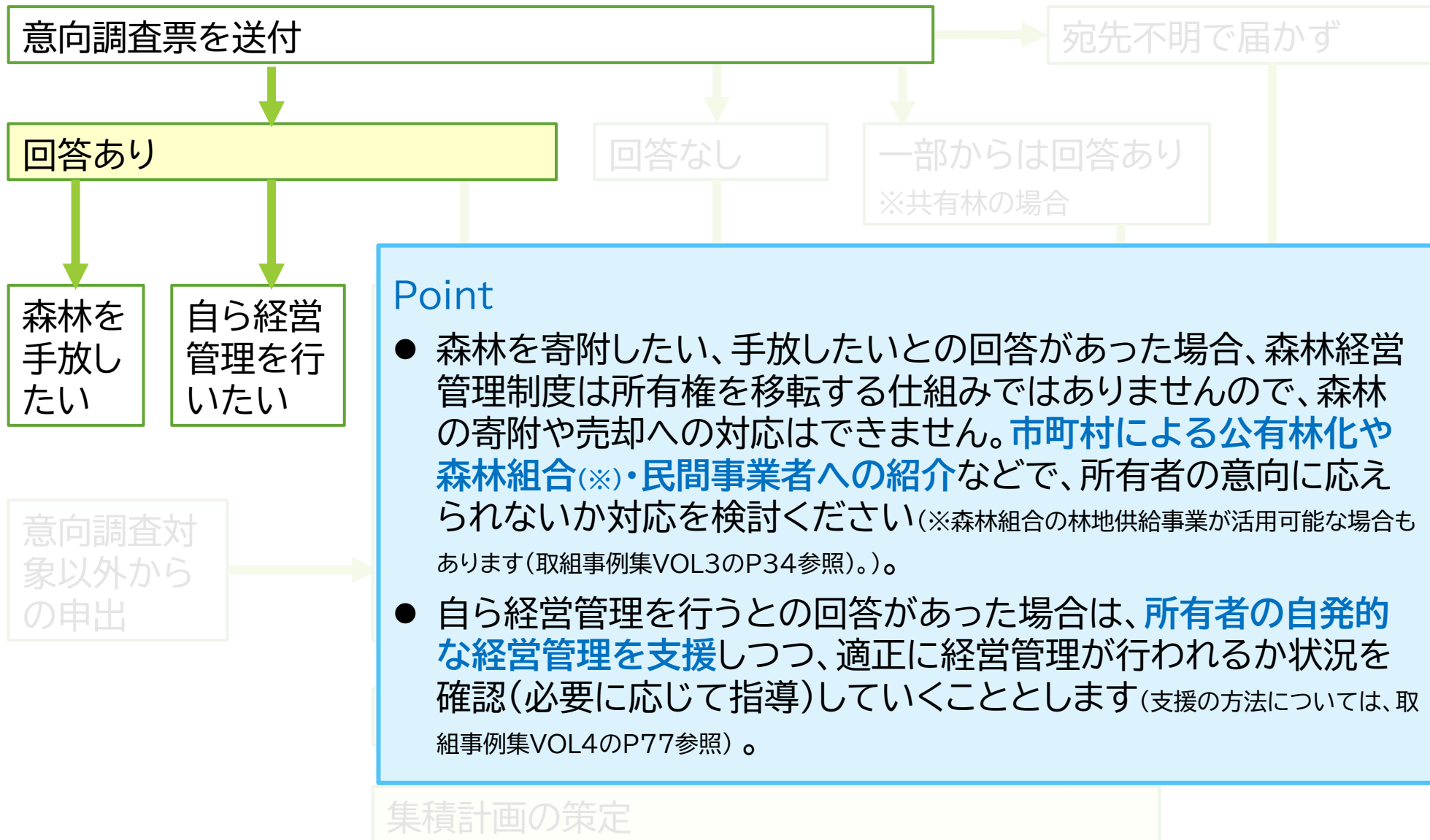
- 問1 対象山林をあなたが、知っているか、お聞きします。
※ あてはまる番号に「○」をつけてください。
① 上記の山林は自分の所有である。
② 上記の山林は自分の所有ではない。
③ 上記の山林が自分の所有かどうか判らない。
- 問2 対象山林は、現在どのような管理状況か、お聞きします。
※ あてはまる番号に「○」をつけてください。
① 日常的な管理 (見回り) や整備 (間伐等) は自ら行っている。
② 日常的な管理は自らおこなっているが、整備は他に委託している。
③ 日常的な管理も整備も他に委託している。
④ 日常的とは言えないが、5年以内に管理や整備を自らもしくは他へ委託で行った。
⑤ 特に管理も整備もしていない。
- ◎ 委託しようとする予定していたら、教えてください。(委託先:)
- 問3 対象山林の今後の経営管理は、どのようにお考えですか？
① 自ら経営管理をしていく。
② 村以外に、経営管理をお願いする。
③ 既に委託しており、今後も委託を継続していく。
④ 村に経営管理を委ねることを検討したい。
⑤ その他 ()
- ◎ 村に経営管理の委託を検討したいという方は、個別に相談をしますので、下記に、連絡先を記入してください。

氏名	
住所	
連絡先	

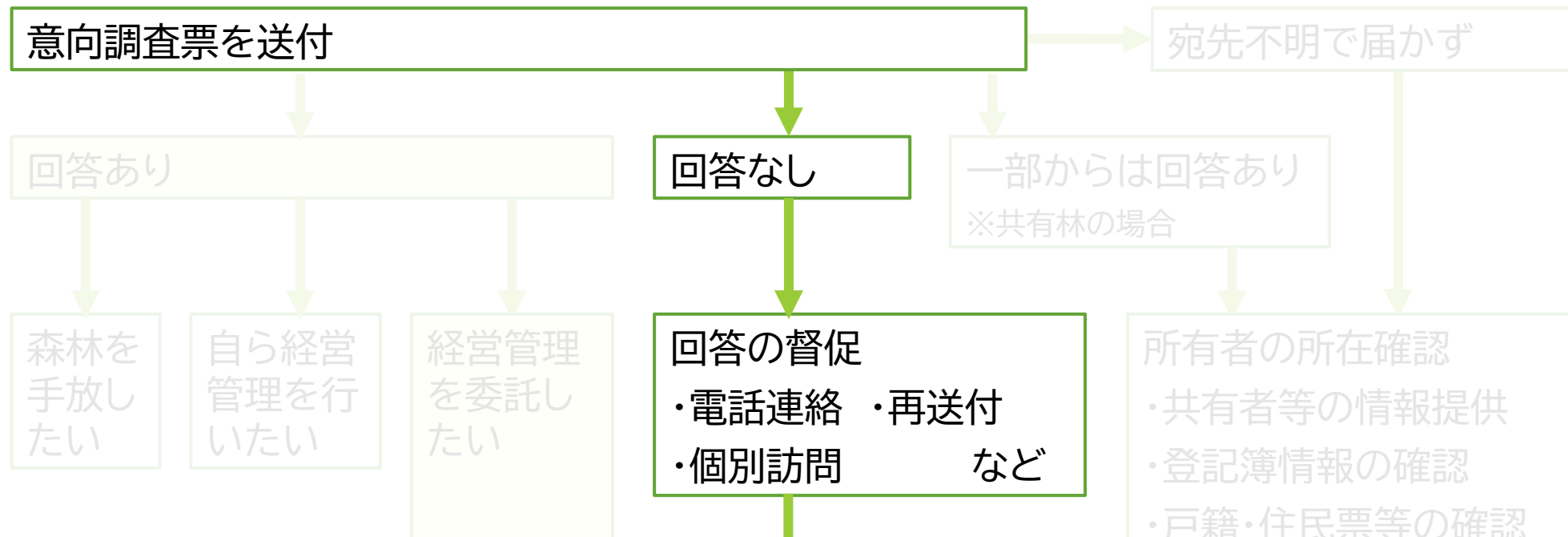
5. 意向調査結果を踏まえた対応(1)



5. 意向調査結果を踏まえた対応(2)



5. 意向調査結果を踏まえた対応(3)



Point

- 所有者の所在が明らかである(意向調査票が届いた)にも関わらず、意向調査に回答がない場合は、回答率の向上のため、意向調査票の再送付や個別訪問等により、**回答の督促**を行います。
- 督促を行っても意向調査に応じない場合は、必要に応じて、**確知所有者不同意森林の特例手続**により、集積計画を定めることも検討します。

5. 意向調査結果を踏まえた対応(4)

意向調査票を送付

宛先不明で届かず

Point

- 所有者の一部または全部が不明であるなどで、回答を得られなかった場合は、**必要に応じて探索を行い**、回答を得るようにします。
- 固定資産課税台帳情報を活用することで宛先不明の割合が減少することも期待されますので、積極的に活用しましょう。
- 所有者**全員からの同意がなければ、集積計画を策定できません**ので、所有者を探索してもなお見つからない場合は、森林経営管理法の**特例措置を積極的に活用**しましょう。

一部からは回答あり
※共有林の場合

所有者の所在確認
・共有者等の情報提供
・登記簿情報の確認
・戸籍・住民票等の確認

回答あり

【事例】固定資産課税台帳情報の活用効果 | 三重県津市

固定資産課税台帳情報の活用により意向調査票の宛先不明の割合が1割減少。

➡ 宛先不明574件のうち、約6割にあたる339件が発送可能になった。

5. 意向調査結果を踏まえた対応(5)

意向調査票を送付

宛名不在で届かず

回答あり

森林を
手放し
たい

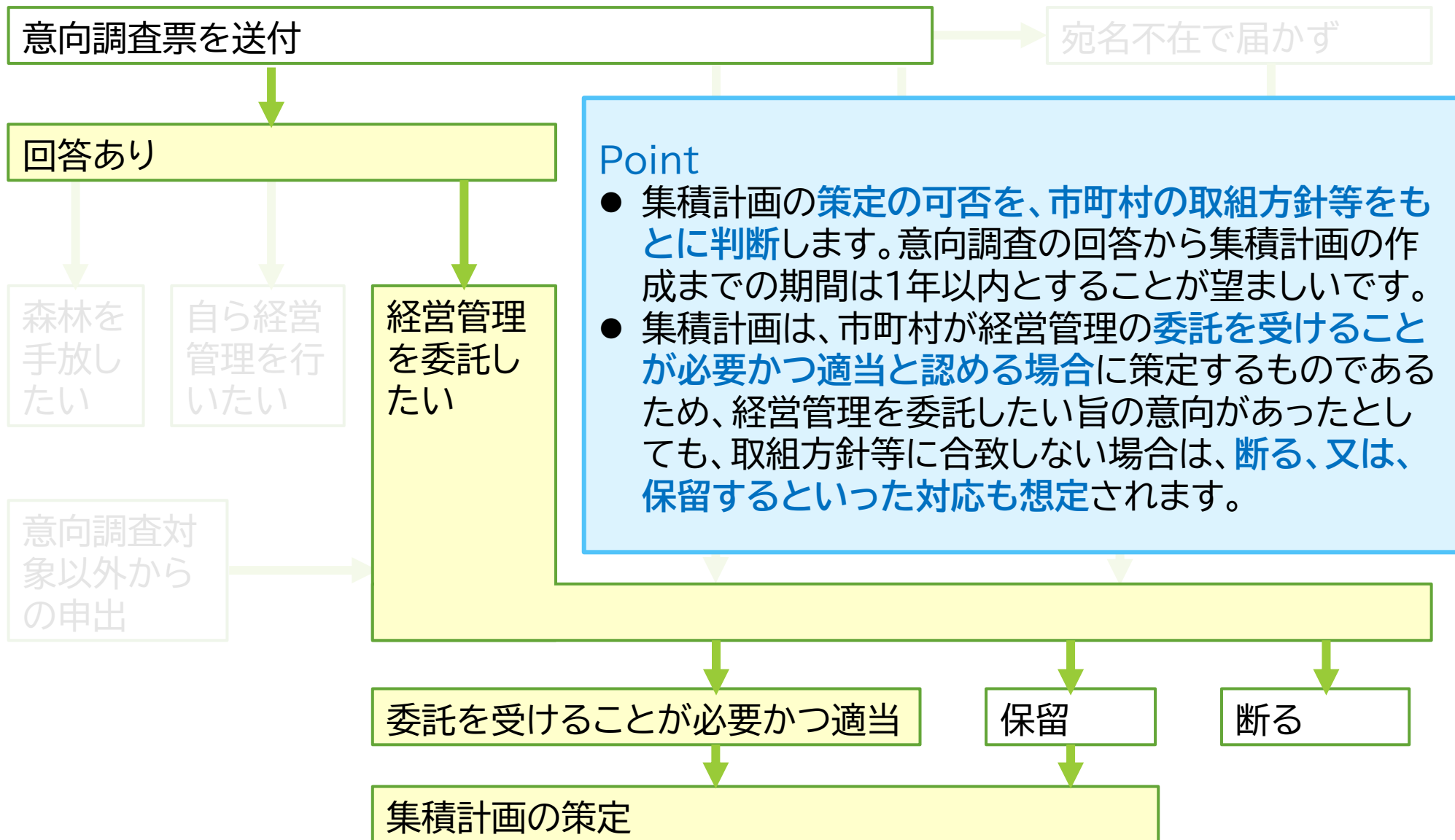
自ら経営
管理を行
いたい

意向調査対
象以外から
の申出

Point

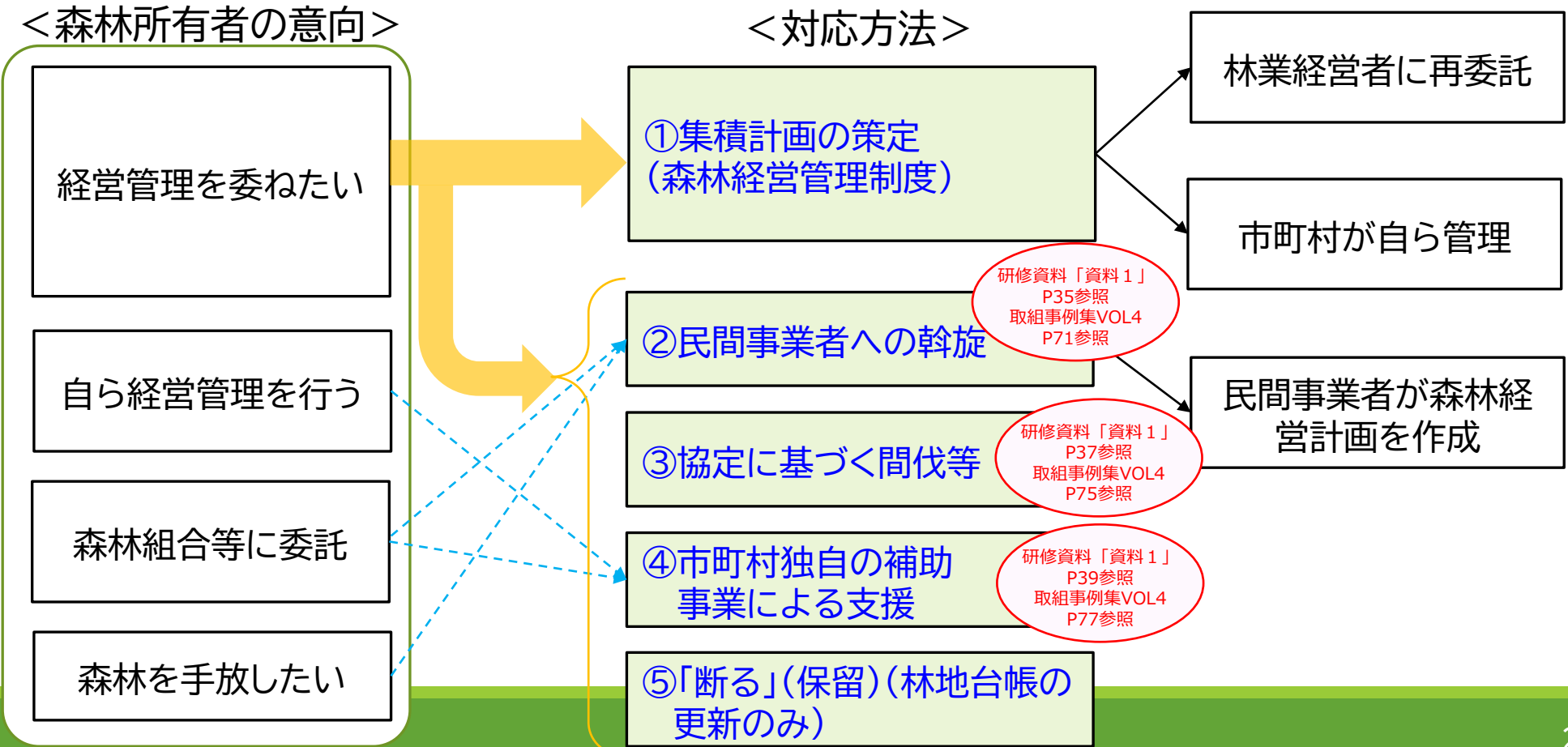
- 所有者は、法第6条に基づいて、市町村に対し、集積計画を策定することを**申し出ることができます**(所有者であることを確認できる書類を添え、申出書を提出してもらう必要があります)。
- 経営管理の**委託を受けることの必要性**や、意向調査対象森林と**一体的に経営管理できるか**などを勘案し、対応を検討してください。
- 集積計画を定めないとした場合は、**その旨と理由を通知**してください。例えば以下のような場合は、定める必要性は低いと考えられます。
 - ①主伐による収益を上げたにも関わらず植栽していない森林
 - ②周囲の森林と一体として整備することができないもの
(0.1ha未満の小面積、周辺森林の集積・集約化が見込めない、継続的に施業を実施する必要がない森林等)

5. 意向調査結果を踏まえた対応(6)



【参考】意向調査結果(「委託希望」)への対応方法

- 意向調査の結果(特に「委託希望」)を踏まえて、集積計画のみならず、幅広い手法で森林整備につなげることが重要です。
- ①集積計画の策定を進めつつ、それが難しい場合は、②民間事業者への斡旋、③市町村との協定に基づく間伐実施、④市町村独自の補助による間伐支援などの実施を検討しましょう。
- ⑤「断る」ことも選択肢の一つとなります(ただし、市町村としての取組方針を整理する必要)。



【事例③】集積計画策定の考え方 | 宮崎県日南市

にちなん

➤ 日南市では、意向調査の実施計画や、集積計画の対象森林の考え方、森林整備の進め方、財源等を網羅的・体系的に整理した基本方針を作成し、本制度に基づく森林整備を推進。

【森林経営管理制度実施方針】

- 令和4年度に、「日南市森林経営管理制度実施方針」を策定（令和4年10月改正）。本制度を活用して、森林が有する防災・減災機能に着目して、市域の重要インフラ施設周辺の森林や、有害鳥獣対策が求められる森林を中心に、本方針の運用を通じて適切な森林整備を進めることを目的として明確化。
- 本方針では、優先的に整備する森林、意向調査の対象森林の抽出や所有者確認の方法、意向調査の実施方法、集積計画の策定要件、市町村事業の発注、配分計画の策定、収益の取り扱い等について整理。

■主な記載内容

- 1 趣旨
- 2 基本的な考え方
…優先的に整備する森林
- 3 森林所有者意向調査について
…対象森林の考え方、抽出及び所有者確認 等
- 4 集積計画の策定
…集積計画策定時の留意点
- 5 市町村事業の発注
- 6 配分計画の策定
- 7 森林経営管理制度と森林環境譲与税の関係について

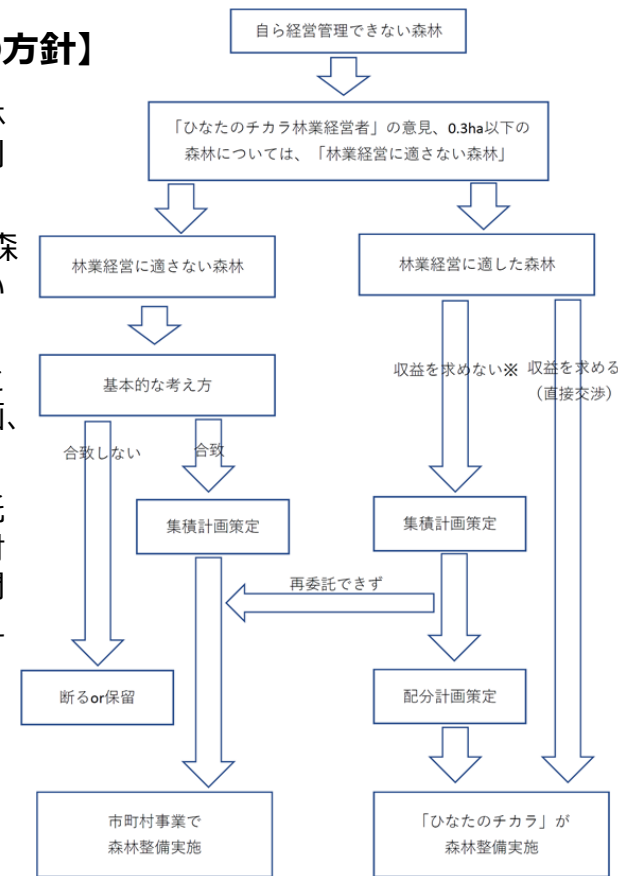
日南市森林経営管理制度実施方針

令和4年10月

日南市

【意向調査後の経営管理の方針】

- 林業経営の適・不適は、林業事業者の意見を参考に判断。
- 1か所あたり0.3ha以下の森林は、林業経営に適さない森林と判断し、市が整備。
- 林業事業者が再委託可能と判断した森林は、集積計画、配分計画を策定。
- 集積計画の策定後、再委託できなかった森林は市町村森林経営管理事業による間伐を実施。「基本的な考え方」※に合致する森林は市が整備。



※市町村事業を行う可能性があることについて、森林所有者が了承した場合。

※基本的な考え方（抜粋）

森林が有する防災減災機能、重要インフラ施設周辺の整備及び有害鳥獣対策が求められる森林を中心に、当制度の適切な運営を通じて整備を進めていく。

【優先的に整備する森林】

- 山地災害の発生が懸念される森林
- 居住区域周辺の森林及び主要道路その他ライフライン沿線に存する森林
- 観光地及び里山の景観形成上整備を図ることが望ましい森林